

(平成 29 年 7 月 1 日最終更新)

## 「大学連携研究設備ネットワーク」に関する Q & A 【私立大学等用】

### 1. 【利用申請・利用料金関係】

**Q 1- 1 : 私立大学や民間企業でも利用できますか。**

A 1- 1 : 本ネットワークに登録された機器については、機器を所有する大学等の判断により、私立大学等へ利用させることができるようになっています。利用したい機器が私立大学等へ開放されているかどうかは、設備リストからご確認ください。なお、利用に当たっては、利用申請やユーザー登録などが必要となります。詳細については、利用に当たってのマニュアルをご覧ください。

**Q 1- 2 : 私立大学等が所有する機器を登録することができますか。**

A 1- 2 : 私立大学等（ネットワーク協議会に参画していない国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含む）が所有する機器を本ネットワークに登録することはできません。

**Q 1- 3 : 組織単位（部局・研究室単位）での利用申請は可能ですか。**

A 1- 3 : 基本的には、大学等機関全体での利用になり、当該機関の代表者から利用申請していただくこととなります。ただし、研究所等が複数あり、利用料の請求先を分ける必要がある場合は、ご相談ください。なお、この申請については、研究室を最小単位としていますが、利用料請求書には、部局、研究室、個人等の詳細が分かる内訳を添付します。

**Q 1- 4 : 利用申請書の内容を変更する場合、どのようにすればよいですか。**

A 1- 4 : 「大学連携研究設備ネットワーク利用申請書」の申請区分の「変更」にチェックを入れ提出してください。

**Q 1- 5 : 月の途中から利用できますか。**

A 1- 5 : 利用申請は、月の途中であっても随時受け付けますが、登録手続きに数日かかりますので、ご注意ください。

### 2. 【課金システム】

**Q 2- 1 : 課金システムについて、支払区分は、どのような取り扱いになりますか。**

A 2- 1 : 本課金システムは、国立大学用に設定されていますので、デフォルト値が「運営費交付金」となっています。研究室責任者（会計責任者）アカウントにて区分を自由に変更、追加できます。

また、私費での支払い（ポケットマネー）を選択する事もできますが、この分を含め、請求書を発行しますので、所属する機関の事務が私費払いに対応できるかどうか予め確認の上ご利用ください。

**Q 2- 2 : 研究室費、私費とはどういうものか。**

A 2- 2 : 私費とは、個人が払うポケットマネーのことで、研究室費とは、各機関が支出する私費以外の全てのものになります。

本Q & Aについては、随時更新する予定ですので、不明な点、疑問な点等がありましたら、下記担当者宛てにご連絡ください。

**【担当者】**

岡崎統合事務センター 総務部 国際研究協力課 共同利用係

Tel : 0564-55-7133

Fax : 0564-55-7119

Mail : r7133@orion.ac.jp